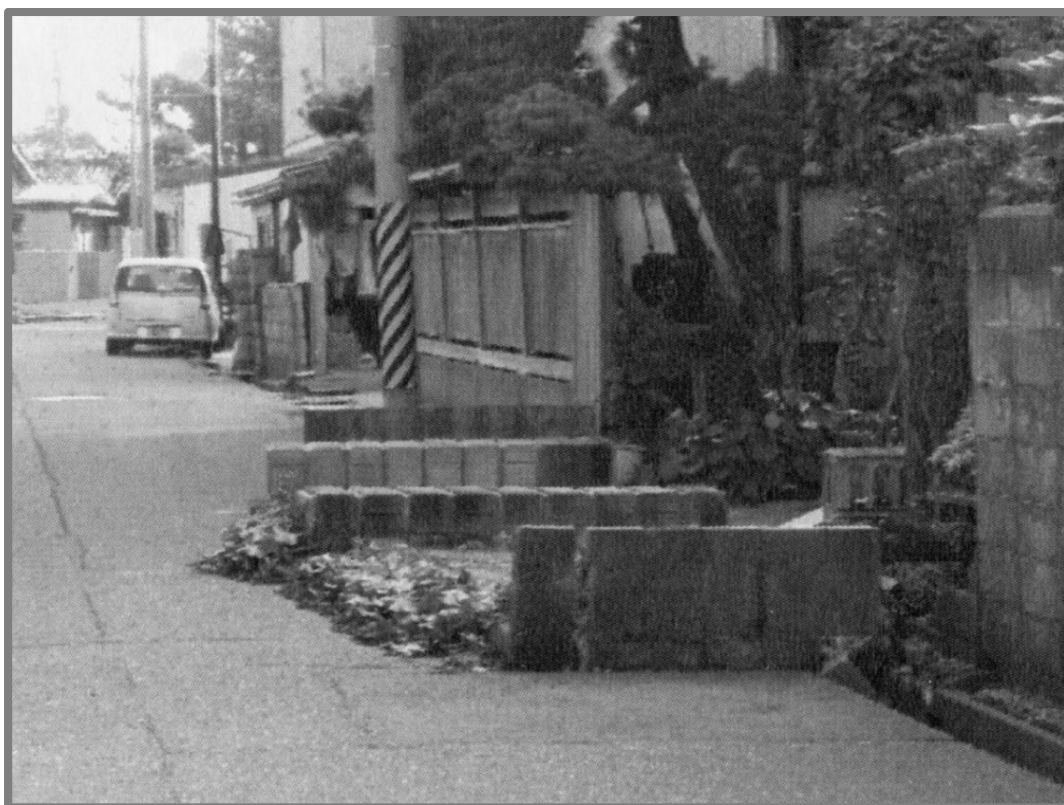


危険ブロック塀等の 撤去奨励補助金

！！工事着手前の申請および交付決定が必要です



申込受付期間：令和5年4月17日～令和5年12月28日
完了報告書提出期限：令和6年2月29日

ブロック塀等が地震により倒壊するととても危険です。阪神・淡路大震災、宮城県沖地震ではブロック塀等の倒壊によって多くの死傷者がでております。

また、壊れたブロック塀の破片が道路に散乱し避難などの妨げにもなります。

地震で傾いた塀、老朽化した塀、控え壁や鉄筋が入っていない塀など、危険なブロック塀等の撤去に相模原市の補助制度をぜひご利用ください。

補助金に関するお問い合わせは…

建築政策課 電話 042-769-8252

相模原市中央区中央2-11-15（第一別館4階）

ホームページ <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

補助の対象となるブロック塀等

「ブロック塀点検表」により危険性が認められるブロック塀等のうち、道路等に沿って設置された

- 高さが1 mを超えるもの
または
- 擁壁等の上において、擁壁等との高さの合計が1 mを超え、かつ、ブロック塀等の高さが60 cmを超えるもの

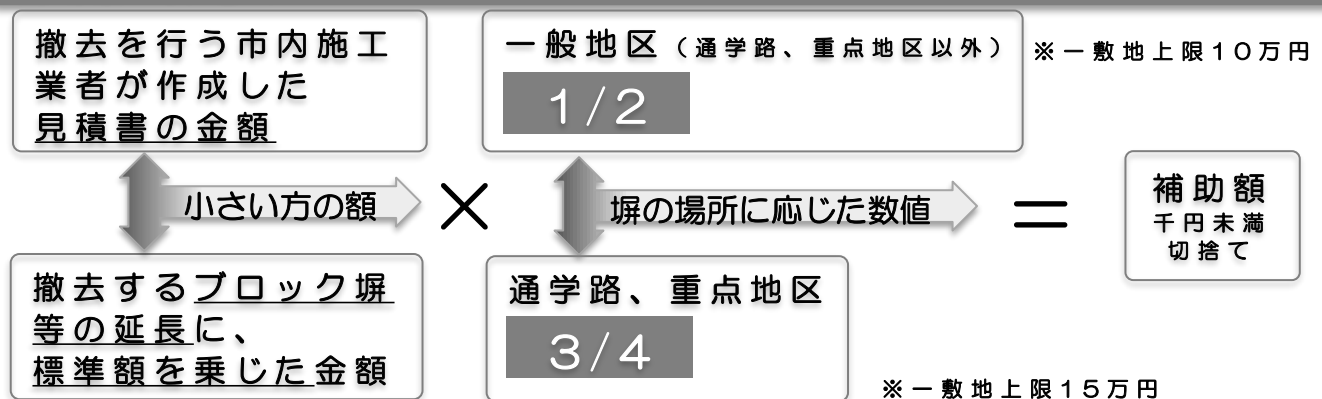
※ブロック塀等…コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀
その他これらに類する塀

補助の対象となる工事

市内施工業者が撤去を行うもので、

- ブロック塀等及び基礎を一部又は全て取り除く工事
- ブロック塀等の高さを道路面からおおむね40 cm以下に減じる工事

補助額の算定式



※重点地区…市内小学校・義務教育学校の敷地境界からおおむね500 m以内の範囲で市長が定める地区

申請から補助金振り込みまでの流れ

補助金交付申請（令和5年12月28日まで）
建築政策課へ提出

↓ 申請書類の審査

補助金交付決定通知書 申請者へ送付

↓

ブロック塀等撤去工事 着工

↓ 撤去工事の実施（市内施工業者）

ブロック塀等撤去工事 完了

↓

完了実績報告書提出（令和6年2月29日まで）

↓ 報告内容の審査

補助金額確定通知書 申請者へ送付

↓

交付請求書 提出（補助金を指定口座へ振り込み）

注意事項

- ◎ 標準額はブロック塀等の種類によって異なります。
- ◎ 補助金交付決定前に工事を始めてしまうと、補助金が受けられません。
- ◎ 申請書は建築政策課の窓口またはホームページからダウンロードで入手することができます。
- ◎ 申請では申請書と添付すべき関係書類が全て整った状態で受付となります。
- ◎ 補助金の交付は一敷地につき1回までです。